



さいたま市

さいたま市いじめ防止基本方針

平成26年8月

さいたま市

目 次

1	はじめに	1
2	定義	1
	(1) いじめの定義	
	(2) 用語の意義	
3	いじめの防止等の対策に関する基本理念	2
4	いじめの防止等のための対策の具体的な方針	2
	(1) 市の責務	
	〔市長部局の責務〕	
	〔教育委員会の責務〕	
	(2) 学校及び学校の教職員の責務	
	(3) 保護者の責務等	
	(4) 児童生徒の役割	
	(5) 市民及び地域団体の役割	
5	いじめの防止等のための組織	5
	(1) 市長部局が設置する組織	
	(2) 教育委員会が設置する組織	
	(3) 学校及び学校の教職員が設置する組織	
	(4) 児童生徒で構成される組織	

6 いじめの早期発見及び適切かつ迅速な対応 7

(1) 市の対応

〔市長部局の対応〕

〔教育委員会の対応〕

(2) 学校及び学校の教職員の対応

(3) 保護者の対応

(4) 児童生徒の対応

(5) 市民及び地域団体の対応

7 重大事態への対処 9

(1) 市の対応

〔市長部局の対応〕

〔教育委員会の対応〕

(2) 学校及び学校の教職員の対応

(3) 保護者の対応

(4) 児童生徒の対応

(5) 市民及び地域団体の対応

8 その他 10

1 はじめに

いじめは卑怯な行為であり、決して許される行為ではない。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第4条の規定において、「児童等は、いじめを行ってはならない」と明記されている。

児童生徒は、社会の宝であり、希望である。次代を担う児童生徒が、心身ともに健やかで、心豊かに成長していくことはすべての市民の願いである。

さいたま市（以下「市」と呼ぶ。）は、これまでも、児童生徒の尊厳を保持するため、学校、家庭、地域、関係機関・団体等が連携し、市を挙げていじめの問題の克服に向けて取り組んできたところである。

このたび、法の施行を受け、市は、法第12条に基づき、さいたま市いじめ防止対策推進条例（以下「条例」という。）を制定し、いじめの防止等のための対策に関し、市等の責務及び役割を明らかにし、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めた。

<条例第1条>

さいたま市いじめ防止基本方針（以下「方針」という。）は、条例第8条に基づき、いじめ撲滅に向けた市全体の機運を高め、いじめの防止等のための対策について、市を挙げて、総合的かつ効果的に一層推進するために定めるものである。

2 定義

(1) いじめの定義

<法第2条第1項>

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 用語の意義

<条例第2条>

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) いじめ 法第2条第1項に規定するいじめをいう。
- (2) いじめの防止等 いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。
- (3) 基本理念 法第3条の基本理念をいう。
- (4) 市民 市内に居住する者又は市内に通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (5) 学校 法第2条第2項に規定する学校をいう。
- (6) 保護者 法第2条第4項に規定する保護者をいう。
- (7) 重大事態 法第28条第1項に規定する重大事態をいう。

学校については、法と同様の内容を定めた宣言的規定は上記のとおりであるが、学校の設置者としての権限及び責任が及ぶ範囲は、さいたま市立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下「市立学校」と呼ぶ。）である。

なお、方針において市立学校を指す場合は、本文中に注を加えている。

3 いじめの防止等の対策に関する基本理念

<法第3条>

- 1 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- 2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- 3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

4 いじめの防止等のための対策の具体的な方針

児童生徒のいじめを防止するためには、基本理念を踏まえ、市長部局、教育委員会、学校及び学校の教職員、保護者、児童生徒、市民及び地域団体が、「いじめはどの児童生徒にも、どの学校にも起こり得る」という認識をもち、それぞれの責務及び役割を自覚し、一体となっていじめの防止等のための対策を推進することが重要である。

以下、それぞれの責務及び役割について示す。

(1) 市の責務

<条例第3条>

- 1 市は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、施策を策定し、及び実施する。
- 2 市は、いじめの防止等のための対策を推進するため、いじめの防止等に関する機関、団体及び地域団体（次項において「機関等」という。）との連携を図るものとする。
- 3 市は、いじめの防止等のため、機関等と連携し、児童又は生徒（以下「児童生徒」という。）の健全育成に係る事業の充実に努めるものとする。
- 4 市は、いじめの防止等のための啓発活動を行い、市民のいじめの防止等に関わる意識の高揚を図るものとする。
- 5 市は、いじめに関する相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講じるものとする。
- 6 市は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

〔市長部局の責務〕

ア 市長部局は、方針に基づき、関係機関・団体等との連携強化を図り、市を挙げていじめの防止等のための施策を総合的に推進する。

- イ 市長部局は、学識経験者や関係機関・団体の代表者による組織を設置し、いじめの防止等のための必要な施策の充実を図る。
- ウ 市長部局は、市民に広く、いじめの防止等の取組についての理解を促すよう、あらゆる機会をとらえて普及啓発を推進する。
- エ 市長部局は、児童生徒が健やかにたくましく育つことができるよう関係機関・団体等と連携し、児童生徒が活躍できる場や機会の充実を図る。
- オ 市長部局は、児童生徒が安心して健やかに暮らせるまちづくりに必要な施策の充実を図る。

〔教育委員会の責務〕

次のク、コ及びサの学校は、市立学校を指す。(カからサまでは教育委員会の職務権限の範囲)

- カ 教育委員会は、いじめは絶対に許されないという認識の下、関係機関・団体との連携強化を図り、教育委員会の組織を挙げていじめの防止等のための具体的な施策を推進する。
- キ 教育委員会は、学識経験者や関係機関・団体の代表者による組織を設置し、いじめの防止等のための対策を実効的に行う。
- ク 教育委員会は、学校におけるいじめの防止等の取組について情報を発信し、いじめの防止等のための普及啓発を推進する。
- ケ 教育委員会は、いじめの実態や状況を把握するための調査研究を行い、施策の改善を図る。
- コ 教育委員会は、児童生徒が安心して安全な学校生活を送ることができ、規律正しい態度で主体的に授業や行事に参加し、活躍できる学校づくりを推進する。
- サ 教育委員会は、いじめ発生の報告を受けた際は、学校を支援し、共にいじめの問題の解決に取り組む。

(2) 学校及び学校の教職員の責務

< 条例第4条 >

- 1 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童生徒の保護者、市民、市児童相談所その他の関係者との連携を図るものとする。
- 2 学校及び学校の教職員は、学校全体でいじめの防止等に取り組むとともに、児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する。

次のアからカまでの学校は、市立学校を指す。

- ア 学校及び学校の教職員は、いじめを発見したら何が何でも児童生徒を守りぬくという強い決意と態度で対応する。
- イ 学校及び学校の教職員は、学校いじめ防止基本方針を定め、いじめの防止等のための取組を実施する。
- ウ 学校及び学校の教職員は、保護者、地域、専門的知識を有する者等からなるいじめの防止等のための組織を設置する。
- エ 学校及び学校の教職員は、児童生徒のいじめの問題に対する意識を高めるとともに、豊かな人間性や社会性を育む取組の充実を図る。
- オ 学校及び学校の教職員は、児童会、生徒会において、児童生徒が主体的にいじ

めの防止等のために取り組むことができる活動の場を設定する。

カ 学校及び学校の教職員は、学校いじめ防止基本方針及びいじめの防止等のための取組が機能しているかを点検し、必要に応じて見直しを行う。

(3) 保護者の責務等

<条例第5条>

- 1 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、当該児童生徒に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。
- 2 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けた場合には、適切に当該児童生徒をいじめから保護するものとする。
- 3 保護者は、市及びその保護する児童生徒が在籍する学校が講じるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。
- 4 第1項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前3項の規定は、いじめの防止等に関する市及び学校の責任を軽減するものと解してはならない。

ア 保護者は、学校での指導と連携して、家庭において、いじめは絶対に許されないことをしっかりと子どもに教育するよう努める。

イ 保護者は、子どもに声をかけ、子どもの話をよく聴き、子どもの些細な変化を見逃さないように努める。

ウ 保護者は、家庭において、子どもに、基本的な生活習慣を身に付けさせ、規則正しい食事や睡眠をとらせるなど心の安定を図るよう努める。

(4) 児童生徒の役割

<条例第6条>

- 1 児童生徒は、いじめを行ってはならない。
- 2 児童生徒は、互いの人格を尊重するよう努めるものとする。
- 3 児童生徒は、いじめの防止等の取組について主体的に考え、積極的にその活動に努めるものとする。

ア 児童生徒は、いじめを発見したら、勇気をもって、そのことをまわりの大人に知らせるとともに、止めるよう努める。

イ 児童生徒は、いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考え、行動するよう努める。

ウ 児童生徒は、お互いを認め合える人間関係づくりに努める。

(5) 市民及び地域団体の役割

<条例第7条>

- 1 市民及び地域団体は、地域において、児童生徒の見守りその他児童生徒が心身ともに健全に過ごすことができる環境づくりに努めるものとする。
- 2 市民及び地域団体は、市及び学校が講じるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

ア 市民及び地域団体は、いじめは絶対に許されないという意識をもち、児童生徒を温かく見守り、心身ともに健全に過ごすことができる環境づくりに努める。

- イ 市民及び地域団体は、児童生徒が地域住民とのつながりを深める行事や文化活動等を通して、児童生徒の社会性が育まれるよう努める。
- ウ 児童生徒の健全育成に関わる関係機関・団体は、それぞれの活動の趣旨を踏まえ、地域団体と連携し児童生徒の健やかな成長を支援するよう努める。

5 いじめの防止等のための組織

(1) 市長部局が設置する組織（所管：子ども未来局子ども育成部青少年育成課）

<条例第9条>

- 1 市は、法第14条第1項の規定に基づき、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、さいたま市いじめのないまちづくりネットワーク（以下この条において「ネットワーク」という。）を設置する。
- 2 ネットワークは、次に掲げる事項について協議する。
 - (1) いじめの防止等に関する関係団体等の連携
 - (2) 市が実施するいじめの防止等に関する取組の推進及び啓発
 - (3) いじめ防止基本方針に定める内容の点検及び見直しに係る意見聴取
 - (4) 市が実施するいじめ防止等に関する施策に対する専門的な見地からの助言
- 3 ネットワークは、委員30人以内をもって組織する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 関係団体の代表者
 - (3) 関係行政機関の職員
 - (4) 市職員
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、ネットワークの組織及び運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

(2) 教育委員会が設置する組織（所管：教育委員会）

<条例第10条>

- 1 市教育委員会は、法第14条第3項の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を実効的に行うため、さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会（以下この条において「委員会」という。）を設置する。
- 2 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。
 - (1) いじめの防止等に関する調査研究
 - (2) いじめの防止等に関する施策の企画、立案及び市教育委員会への提言
 - (3) いじめの事案に関する調査（次号の調査を除く調査で委員会が調査する必要があると市教育委員会が認めるものに限る。）及び市教育委員会へのその結果の報告
 - (4) 重大事態又はいじめ以外の事由により発生した重大事態に相当する事態に係る事実関係を明確にするための調査（第7項において「重大事態等の調査」という。）及び市教育委員会へのその結果の報告
- 3 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

- 4 委員は、次に掲げる者のうちから、市教育委員会が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 関係団体の代表者
 - (3) 関係行政機関の職員
 - (4) 市職員
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 市教育委員会は、委員会が重大事態等の調査を行うことが困難であると認めるときは、調査専門員を置いて当該重大事態等の調査を行わせることができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、市教育委員会が別に定める。

(3) 学校及び学校の教職員が設置する組織 <条例第8条第2項第2号>

次のアの学校は、市立学校を指す。

ア 学校及び学校の教職員は、学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、いじめ対策委員会を設置する。構成員、所掌事務は以下のとおりとする。

(ア) 構成員

当該学校の校長・複数の教職員、保護者、地域、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者

(イ) 所掌事務

- ① 学校基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認
- ② 教職員の共通理解と意識啓発
- ③ 児童生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ④ 個別面談や相談窓口の集約
- ⑤ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約窓口
- ⑥ 発見されたいじめ事案への対応
- ⑦ 構成員の決定
- ⑧ 重大事態への対応
- ⑨ ①～⑧に掲げるもののほか、いじめの防止等に関する事項

(4) 児童生徒で構成される組織 <条例第8条第2項第2号>

次のア及びイの学校は、市立学校を指す。

ア 中学校区の小・中学校を代表する生徒が、さいたま市子ども会議（条例第6条第3項）を開催し、いじめ撲滅に向けた話し合いを行い、話し合いの結果を提言する。

(ア) 構成員

中学校区の代表生徒

(イ) 役割

いじめ撲滅に向けた話し合い及び提言の策定

イ 児童生徒は、いじめの問題について考え、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校を作ろうとする意識を高め、いじめの防止等の取組を推進するため、校内子どもいじめ対策委員会を組織する。

(ア) 構成員

児童会役員（生徒会役員）、各委員会の代表等

(イ) 役割

いじめ撲滅に向けた話し合い、学校への提言、提言した取組の推進

6 いじめの早期発見及び適切かつ迅速な対応 <条例第8条第2項第3号>

市長部局、教育委員会、学校及び学校の教職員、保護者、児童生徒、市民及び地域団体は、いじめは気付きにくく、判断しにくい形で行われることもあるという観点に立ち、児童生徒が発する些細な変化を見逃さず、いじめへの適切かつ迅速な対応を行い、いじめの解決に向けて、組織的に取り組むことが重要である。

(1) 市の対応

〔市長部局の対応〕

次のウの学校は、市立学校を指す。

ア 市長部局は、市を挙げていじめの問題に取り組むため、いじめの問題に対する市民の意識が高まるよう啓発活動を行うとともに、相談しやすい体制を整える。

イ 市長部局は、児童生徒の些細な変化を把握し、適切かつ迅速な対応ができるよう、いじめの防止等に関係する機関・団体及び地域との連携を図る。

ウ 市長部局は、いじめの防止等に関係する機関・団体及び地域がそれぞれの機能を生かしながら、学校と連携し、いじめの解決を図るために協力する。

〔教育委員会の対応〕

次のエ、ク、コ、サ及びシの学校は、市立学校を指す。（エからシまでは教育委員会の職務権限の範囲）

エ 教育委員会は、各学校におけるいじめの早期発見と適切かつ迅速な対応に関する調査研究を実施するとともに、児童生徒が悩みを相談しやすい体制を整える。

オ 教育委員会は、教職員が危機的な状況にある児童生徒を発見し、適切に対応するための知識とスキルを身に付けるための研修等、必要な研修を実施する。

カ 教育委員会は、児童生徒が主体的にいじめの防止等に取り組めるよう、子ども会議及びいじめ防止シンポジウムを開催する。

キ 教育委員会は、インターネット等を通じて行われるいじめに対して、早期発見と適切かつ迅速な対応ができるよう必要な体制を整備する。

ク 教育委員会は、いじめの防止等のための手引きを作成し、学校に周知徹底を図るとともに、「いじめ撲滅強化月間」を設定し、各学校におけるいじめの防止等に向けた取組を推進する。

ケ 教育委員会は、生徒指導研究推進モデル校を指定し、いじめの防止等のための取組及び調査研究を行い、その成果の普及に努める。

コ 教育委員会は、児童生徒の緊急対応のためのチームの設置、専門的な知識経験を有する非常勤職員の配置により、学校におけるいじめの防止等に向けた取組や、いじめへの対応を支援する。

サ 教育委員会は、学校からの報告に基づき、専門的な知識を有する職員を派遣するなど、学校の組織的な対応や児童生徒の心のケアについて支援する。

シ 教育委員会は、市民等から通報があった際には、学校へ連絡を行い、速やかに事実の確認と対応を指示するとともに、必要に応じて、職員を学校に派遣し、対応を行う。

(2) 学校及び学校の教職員の対応

次のアからエまでの学校は、市立学校を指す。

ア 学校及び学校の教職員は、あらゆる教育活動を通して、児童生徒を見守り、アンケート等も活用しながら、児童生徒の些細な変化を見落さず、いじめの早期発見に努める。

イ 学校及び学校の教職員は、市民等から通報があった際には、速やかに事実の確認と対応を行うとともに、必要に応じて、教育委員会へ報告する。

ウ 学校及び学校の教職員は、いじめを受けた児童生徒の安全確保を第一に優先し、正確な状況把握のもと、必要に応じて、関係機関・団体と連携しながら適切かつ迅速な対応を行う。

エ 学校及び学校の教職員は、いじめを行った児童生徒に対しては、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・団体と連携の下、毅然とした態度で指導する。その際、人格の成長に主眼を置き、問題の再発を防ぐ教育活動を行うという考えで指導し、その後の経過を見守る。

(3) 保護者の対応

ア 保護者は、家庭において、子どもの様子をしっかりと把握し、些細な変化に気付いた時には直ちに学校と連携するよう努める。

イ 保護者は、自分の子どもがいじめの被害を受けたり、他の子どものいじめの事実を把握したりした場合には、直ちに学校に情報提供するなどして、学校と連携協力しながら対応するよう努める。

ウ 保護者は、自分の子どもがいじめの加害者となった場合は、学校に協力し、その解決を図るとともに、自分の子どもを指導するよう努める。

(4) 児童生徒の対応

ア 児童生徒は、一人で悩みを抱え込まず、必ず周りの人に相談する。

イ 児童生徒は、友達から相談されたときは、しっかりと話を聴く。

ウ 児童生徒は、友達の深刻な悩みを知ったり、様子の変化に気づいたりし、自分たちだけで解決できないときは周りの人に相談する。

エ 児童生徒は、いじめを発見したら、勇気をもって周囲の大人に知らせる。

オ 児童生徒は、いじめを発見したら、勇気をもっていじめを止める。

カ 児童生徒は、いじめを受けている友達がいたときは、声をかけ、力になる。

(5) 市民及び地域団体の対応

ア 市民及び地域団体は、いじめを発見し、又はいじめが疑われる場合には、関係児童生徒に声をかけ、止めるよう努める。

イ 市民及び地域団体は、いじめを発見し、又はいじめが疑われる場合には、学校等に通報するなど、情報の提供を行うよう努める。

ウ 児童生徒の健全育成に関わる関係機関・団体は、地域団体と連携し機会を捉えていじめの問題に関する啓発活動を行うよう努める。

エ 児童生徒の健全育成に関わる関係機関・団体は、地域団体と連携し巡回活動や地域の行事等において、児童生徒の様子を見守るよう努める。

オ 児童生徒の健全育成に関わる関係機関・団体及び地域団体は、積極的に地域の学校と連携を図り、いじめの予防や早期発見、その他いじめに係る取組に協力するよう努める。

7 重大事態への対処 <条例第8条第2項第4号>

<法第28条>

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

法第28条にあるように、「重大事態」とは、いじめにより「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があるときをいう。

重大事態が発生した場合、市長部局、教育委員会、学校及び学校の教職員は、事実我真摯に向き合い、法や国の基本方針に基づく対応を適切に実施する。その際、風評等により関係者に二次的被害が発生しないよう、十分に配慮を行う。また、保護者、児童生徒、市民及び地域団体は、その責務と役割に応じ、重大事態に係る調査に協力する。

次の（１）から（５）までは、市立学校への対応を指す。

（１）市の対応

ア 市長は、教育委員会からの重大事態発生の一報を受けた際、教育委員会に、適切かつ迅速な対応を実施するよう指示する。

イ 市長は、教育委員会からの重大事態についての調査結果の報告を受けた際、重大事態の再調査について、必要と認められるときは、第三者調査委員会（法第30条第2項）を設置し、法第28条第1項の規定による調査結果についての再調査を行うことができる。また、第三者調査委員会による調査を行った際には、その結果を議会に報告する。

〔市長部局の対応〕

ウ 市長部局は、市長の指示を受けた際、速やかに第三者委員会を設置し、重大事

態について調査を行い、調査結果を市長に報告する。

〔教育委員会の対応〕

エ 教育委員会は、重大事態発生の一報を受けた際、市長に一報する。また、職員を派遣し、的確な状況把握や学校への指示・支援を行う。

オ 教育委員会は、重大事態と判断した場合は、調査の主体を学校または教育委員会のどちらに置くかを判断する。

カ 教育委員会は、重大事態についての調査結果を市長に報告する。

(2) 学校及び学校の教職員の対応

ア 学校は、重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会に一報する。

イ 学校及び学校の教職員は、教育委員会の指示に基づき、適切かつ迅速な対応を組織的に実施する。

(3) 保護者の対応

ア 保護者は、重大事態に係る調査に協力する。

(4) 児童生徒の対応

ア 児童生徒は、重大事態に係る調査に協力する。

(5) 市民及び地域団体の対応

ア 市民及び地域団体は、必要があれば、重大事態に係る調査に協力する。

8 その他

(1) 市長部局、教育委員会は、方針が機能しているかを点検し、必要に応じて見直しを行う。

(2) 市長部局、教育委員会は、いじめの防止等のための取組が機能しているかを点検し、必要に応じて見直しを行う。

(3) 本方針は、市民に公表する。